

## 「ゆず活宣言の店」制度実施要領

### (目的)

第1条 高知県産ゆずの青果や加工品を積極的に取り扱い、PRすることに協力する高知県外の飲食店等を「ゆず活宣言の店」として、ゆずの青果と加工品の地産外商を推進する。

### (ゆず活宣言の店の対象)

第2条 次のすべてに該当する高知県外の飲食店等を対象とする。

(1) 公社または高知県から、高知県内の事業者を紹介してもらったことがあること。また、公社の仲介・斡旋を受けた飲食店からの紹介で、高知県産ゆずを取り扱っている店舗。また現在、高知県産ゆずを取り扱ってなくても、高知県産ゆずに関心のある店舗も対象。

(2) すでに高知県産ゆずを使ったメニューを提供している、またはこれから提供する飲食店等。(青果がない時期は、皮や果汁、加工品など)

(3) 高知県のPRに協力的な店舗

(4) 公序良俗に反しない業態および店舗であること。

### (ゆず宣言の店の認定)

第3条 「ゆず活宣言の店」の申込みは、別添申請書に必要事項を記載して高知県地産外商公社(以下「公社」という。)に提出すること。

2 公社は、申請書を受理し、その申込みを認めたときは申込みがあった「ゆず活宣言の店」に対し、「ゆず活宣言の店」認定証を交付するものとする。

### (公社の取組み内容)

第4条 公社は、「ゆず活宣言の店」に対し予算の範囲内で以下の取組みを行う。

(1) 公社のホームページを活用した「ゆず活宣言の店」の基本情報の掲載(「ゆず活宣言の店」が掲載を希望しない場合を除く)

(2) 「ゆず活宣言の店」へのゆず関連商品の情報提供

(3) 「ゆず活宣言の店」へのサンプル提供

(留意事項)

第5条 「ゆず活宣言の店」は、以下のことに留意すること。

(1) 「ゆず活宣言の店」が高知県の事業者と取引を行う場合は、双方が誠実に対応するものとし、双方間で生じたトラブルに関しては当事者間で解決すること。

(2) 「ゆず活宣言の店」を公社のホームページ等で紹介したことにより「ゆず活の店」と消費者等との間で生じたトラブルに関しては、公社の責に帰すべき事情がある場合を除き、当事者間で解決すること。

(3) 本事業の成果を把握する目的で、公社が実施する調査等に対して営業に支障のない範囲で協力いただくこと。なお、調査等により公社が知り得た情報は、「ゆず活宣言の店」が特定される内容での公表は行わない。

(4) 「ゆず活宣言の店」は第3条第2項の認定証を、営業に支障のない範囲で店頭又は店内に掲げること。

(認定期間)

第6条 「ゆず活宣言のお店」の認定期間は原則、認定日から同年度末までとする。ただし、認定満了2か月前までに、双方いずれからも書面による申し出がない場合には、本認定条件をもって、自動的に1か年ずつ更新する。

(認定内容の変更、認定の取り下げ及び認定の取り消し)

第7条 「ゆず活宣言の店」は、認定内容に変更が生じた場合又は認定を取り下げようとする場合は公社に連絡すること。

2 公社は、インターネット上（大手グルメサイト等）で「ゆず活宣言の店」の閉店が確認できる場合、電話が通じない場合（音声案内により当該番号が使用されていない）等、「ゆず活宣言の店」が閉店していると判断できる場合は、「ゆず活宣言の店」からの取り下げ有無によらず公社の判断で認定を取り消すことができる。

3 公社は「ゆず活宣言の店」が法令違反や「ゆず活宣言の店」にふさわしくないと判断した場合は認定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。